

沖縄県景観向上行動計画 ("美ら島沖縄"風景づくり行動計画)(案)概要

【上位計画】 H23.1 沖縄県景観形成基本計画 ("美ら島沖縄"風景づくり計画)

R4.5 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画 R4.9 新・沖縄21世紀ビジョン実施計画

【景観に対する取組の推進】
景観行政団体・景観地区等の増、世界自然遺産登録
景観アセスメント、沿道景観技術向上ガイドライン
～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画

【社会情勢の変化】
ソフトパワー、SDGs、
オーバーツーリズム、ポストコロナ
高齢化、サステナブルツーリズム

行動計画

分野別計画（景観特性に応じた取組）

A 自然・歴史

- A1 森林・緑の稜線
・美しい山並みや緑の稜線の風景の保全・回復等
→森林整備面積増
- A2 自然海岸
・亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全・回復等
→海域での赤土堆積ランク5以下の海岸割合増
- A3 眺望景観
・自然豊かな山並みや島々をとりまく海などへの眺望景観の保全
→眺望景観保全措置を定めた景観計画増
- A4 世界遺産周辺・眺望
・世界遺産からの眺望や周辺地域の風景の保全・回復等
→世界遺産周辺における景観地区等増

B 地域の特性

- B1 伝統集落・まちなみ
・伝統集落・歴史的まちなみの風景の形成・育成等
→景観計画の策定・改定
- B2 市街地
・緑豊かで統一感のある市街地風景の形成・創出等
→緑化活動団体数増
- B3 農村風景
・農地・緑地をいかした農村風景の保全・育成等
→多面的機能支払交付金事業

C 人と暮らし

- C1 生活景
・季節のうつろいや生活を感じさせる風景づくり
→景観計画の策定・改定（再掲）
- C2 夜景
・地域の魅力を高める夜景の創出・演出
→夜間景観誘導措置を定めた景観計画増
- C3 伝統・芸能・まつり
・歴史・文化が息づく伝統の風景の保全・創出等
→文化財の指定件数増

D 公共空間等

- D1 大規模開発
・望ましい県土構造の姿をみずえた風景の創造等
→景観アセスメント
- D2 道路・河川・海岸等
・自然景観や歴史的風土に配慮した風景の創造等
→無電柱化整備総延長増
- D3 拠点施設等
・沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等
→景観アセスメント（再掲）
- D4 屋外広告物
・地域に不調和な屋外広告物を再構築し、地域の魅力の向上
→屋外広告物コンクール

【凡例】
目標
方針
目標指標

重点施策：モデル的地区の設定

- ①景観地区等（ルールの確立）
②協議会等の設立（活動体制の確立）
③行動計画の策定（取組の確立）

3要件
⇒先導地区
1要件以上
⇒促進地区

風景づくり先導地区

【候補】首里城周辺地区
(仮称)浦添グスク周辺地区

移行促進



風景づくり促進地区

【候補】まちなみミュージアム
候補地区ほか

移行促進



潜在地区

モデル的地区の認定

取組事例の共有

ステップアップ に向けた連携

会員の活動

点検・評価

推進体制

"美ら島沖縄"
風景づくり協議会

沖縄県風景づくり推進協議会
(H25.3設立)を拡充

景観向上に向けた
取組の情報共有

- ・意識啓発・情報発信（シンポジウム等）
・人材育成（講習会・研修）
・研究開発（景観創出技術） など

運営の中心は幹事会、取組を協議会で情報共有

【構成員】



上記施策の展開による
県民満足度の向上

住んでよし、訪れてよし "美ら島"沖縄（沖縄県景観形成基本計画）

悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成（新・沖縄21世紀ビジョン基本計画）



第3章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

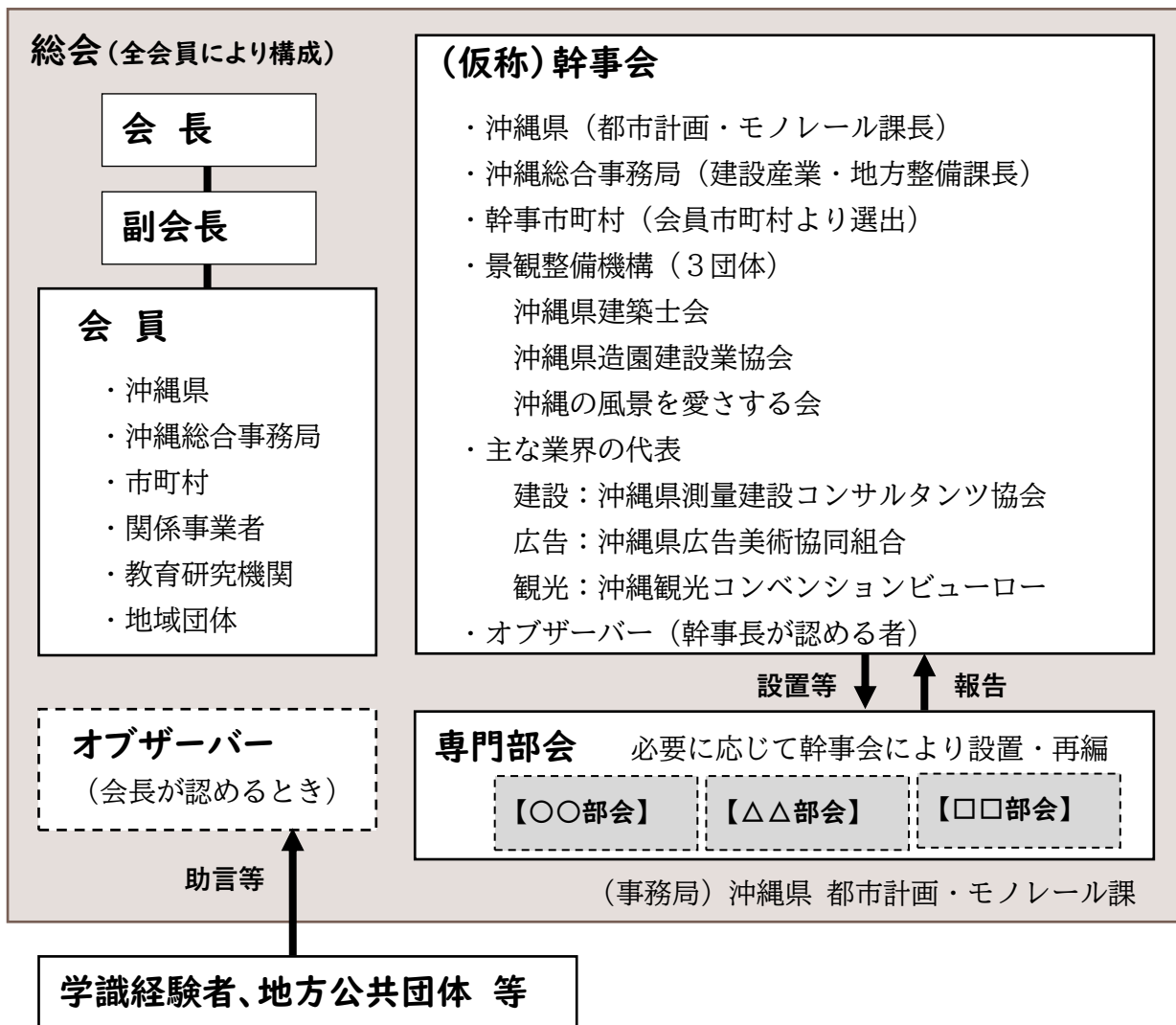
(1) (仮称)“美ら島沖縄”風景づくり協議会の設立

官民一体となって行動計画の推進並びに沖縄県全体の風景づくりに関する情報共有や意識啓発に取り組む組織として、現行の「沖縄県風景づくり推進協議会」をリニューアルし、「(仮称)“美ら島沖縄”風景づくり協議会」を設立します。

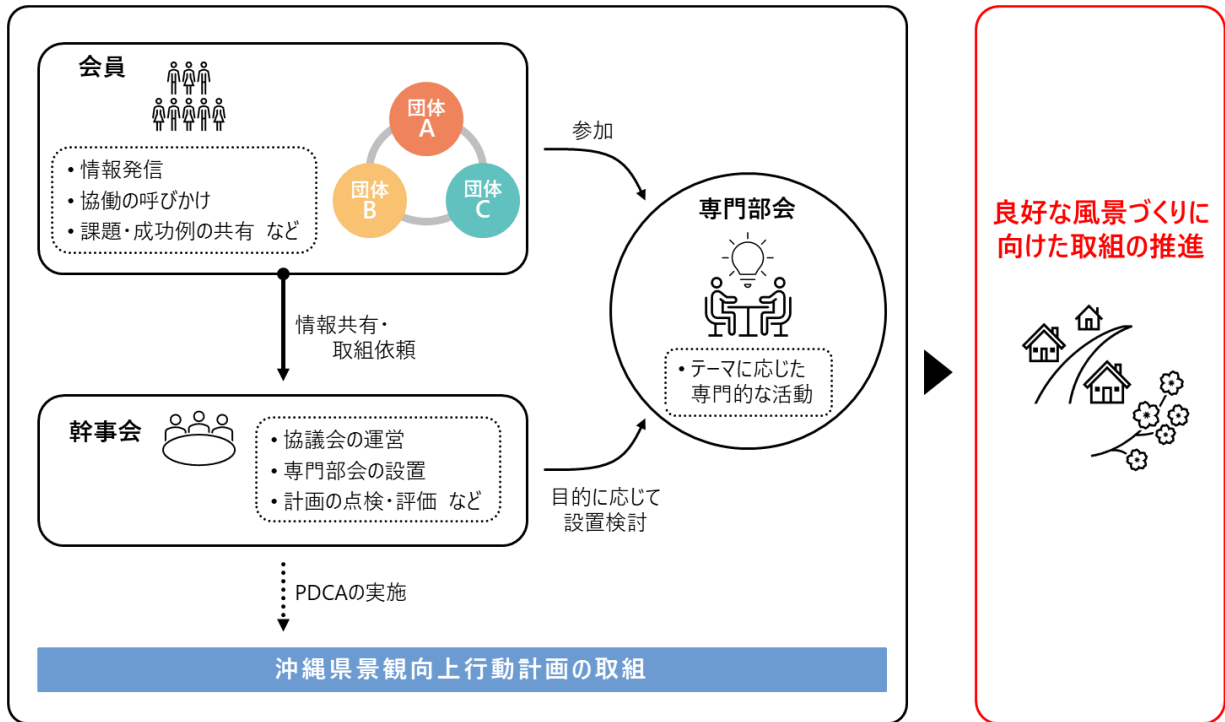
協議会は、国、県、市町村、景観整備機構、関連する事業者等の連携・協働を図り官民一体の横断的取組を促進し、風景づくりの推進に寄与することを目的に活動するとともに、モデル的地区等における事業や取組に対して専門的知見から支援を行う支援体制の在り方についても検討します。

(2) 協議会の体制

(仮称)“美ら島沖縄”風景づくり協議会の組織体制は以下の通りとします。

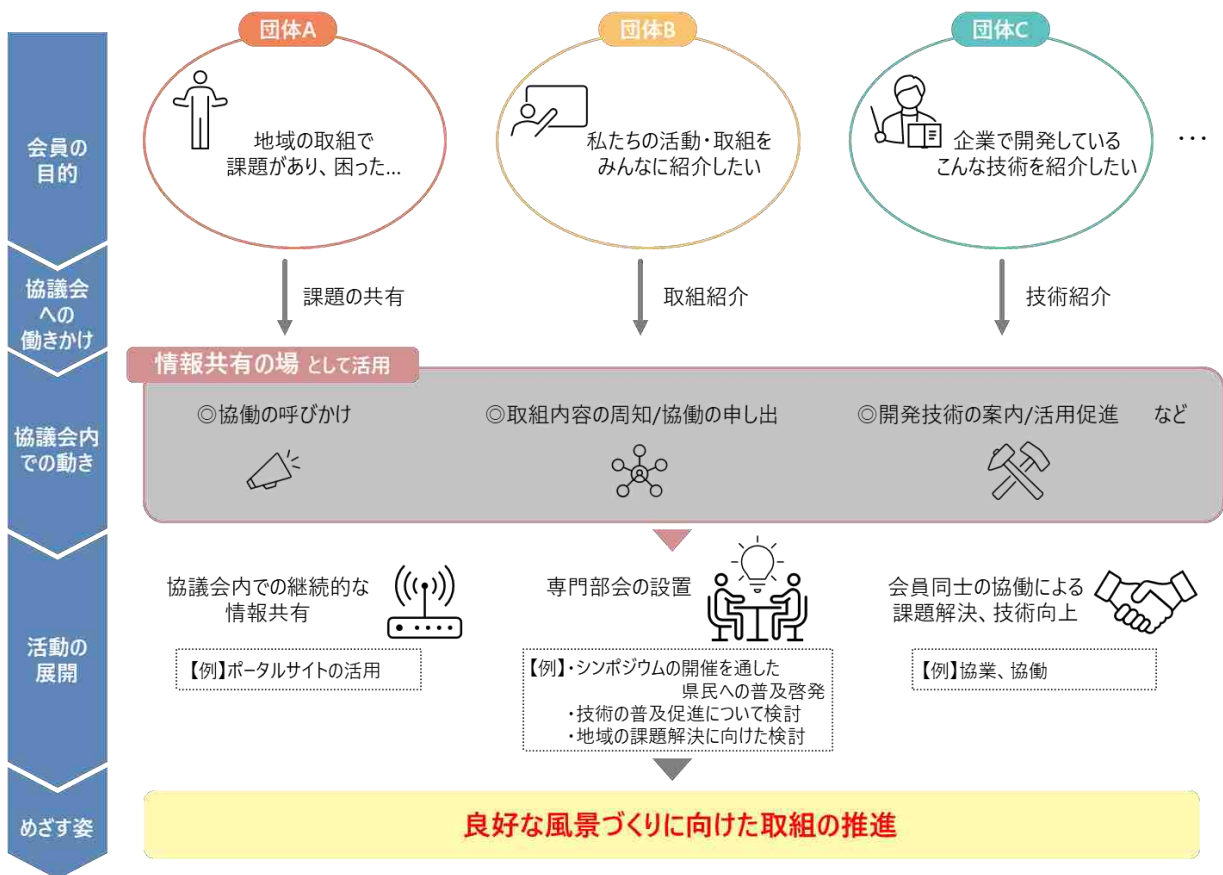


1 ■ 会員・幹事会・専門部会の関係



2
3

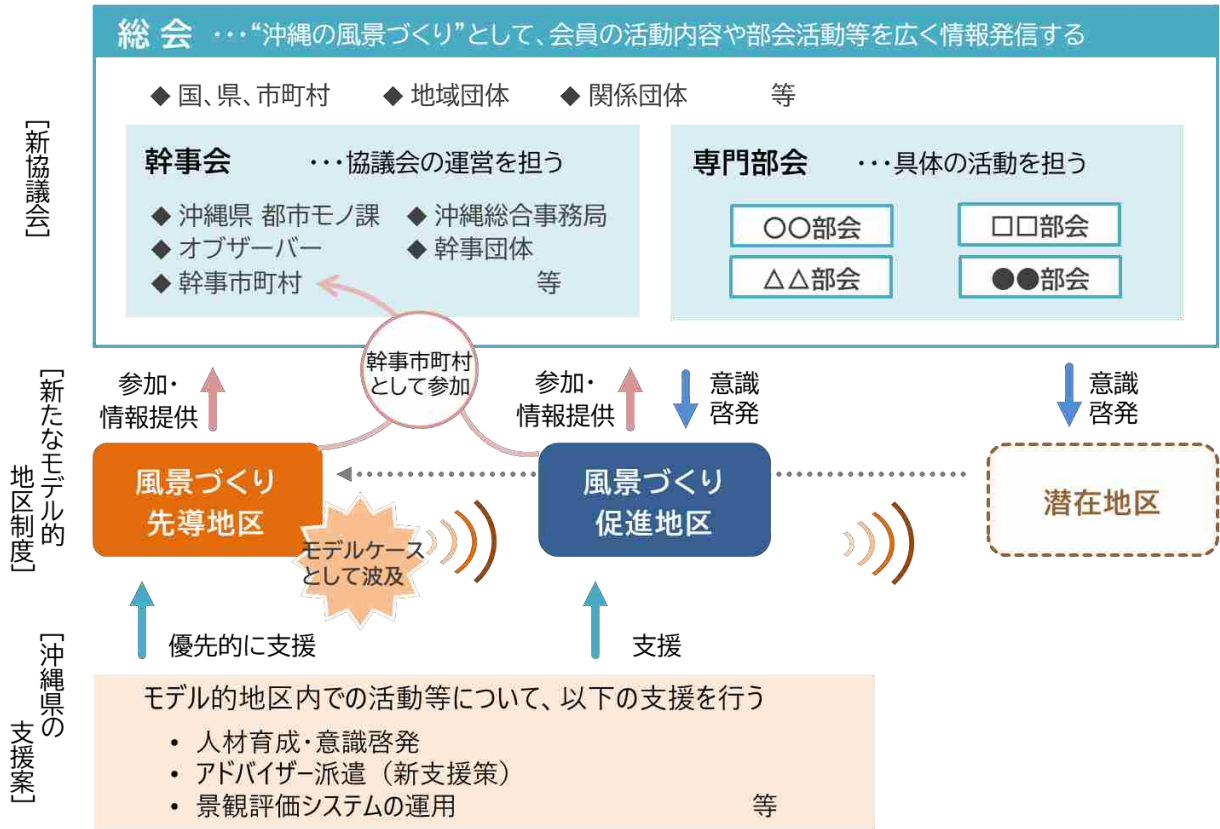
4 ■ 協議会活動のイメージ



5

1 (3) 協議会とモデル的地区の関連

2 風景づくり先導地区については、総会において活動内容等の情報提供を行うことで、モデルケー
 3 スとして風景づくり促進地区や潜在地区（風景づくり促進地区ではないが取組の可能性がある地区）
 4 に波及させ、景観形成に係る意識啓発に繋げていくことが期待されます。



23 【具体的な取組イメージ】

